

◆調整指数

分類	類型	状況		調整指数
		項目	細目	
1	両親および家庭の状況	育児休業	入所希望月の翌月10日までに育児休業から復帰(予定を含む)	5
			入所希望月の翌月10日までに育児休業から復帰予定なし	-40
		就労	生計中心者の失業により、生活が困窮している場合(ひとり親世帯は除く)	10
		家庭内暴力	DVのおそれのある場合	7
		単身赴任	両親のどちらかが単身赴任している場合	1
		生活困窮	生活保護受給世帯	10
			生活保護申請中	5
		危険業務	自営業で危険なものを取り扱う業種に従事している場合	3
		兄弟姉妹	児童の兄弟姉妹が障害児若しくは看護又は介助が必要な疾病がある場合	1
年齢	保護者が若年(20歳未満)である場合	5		
2	児童の保育状況	現在の保育状況	同伴就労(自営業は除く)	3
			他市区町村への委託継続不可(他市区町村の規定による場合のみ)	5
			地域型保育事業所の卒園児童(前年度地域型保育事業在園児のみ対象)	50
			勤務先保育施設への入室継続不可	5
			認可外保育施設を利用している	2
			一時保育を利用している	1
			親族、友人、知人に預けている場合	2
		過去の保育状況	被虐待歴がある場合	10
		兄弟姉妹	兄弟姉妹が入所している保育施設を希望している場合	8
		援護状況	児童相談所から入所依頼がある場合	100
			公的機関に通報・相談歴がある場合(特別の支援・配慮等が必要と認める世帯は除く)	5
障害児	障害児通所施設に通所している児童で健常児の中で保育することが望ましい者	3		
3	その他	市外在住で、父母いずれかの勤務地が市内の方(入所月の前月までに転入する方は含まず)	-50	
		市外在住で、父母いずれも勤務地が市外の方(入所月の前月までに転入する方は含まず)	-60	
		保護者が、市内の施設型給付施設若しくは地域型保育施設に勤務している者(保育士のみ)	5	
		保護者が、市内の施設型給付施設若しくは地域型保育施設に勤務を予定している者(保育士のみ)	3	
		転居に伴う転所希望	2	
		兄弟姉妹が在園している保育施設に転所希望	10	
		転所希望理由が、①転居、②兄弟姉妹同一園希望、③その他やむを得ない事情があると認められる場合以外の場合	-5	
		正当な理由なく保育料を滞納している場合	-30	
		特別の支援・配慮等が必要と認める世帯	10	
		入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない場合	利用不可	
		児童虐待のおそれがあり、福祉の利用が必要な場合(当該児童・世帯の状況に応じて指数を判断)	-	

◎調整指数については、各類型の複数項目が該当する場合、指数を合算するものとする。

◆基準指数と調整指数の合計が同一指数となった場合の優先順位

第1段階	市内在住(転入予定者を含む。)
第2段階	ひとり親世帯、児童虐待や家庭内暴力のおそれがあり社会的養護が必要な世帯
第3段階	基準指数の高い者
第4段階	調整指数に減算がない者
第5段階	保護者が、施設型給付施設若しくは地域型保育施設に勤務(予定を含む。)している者
第6段階	世帯の前年収入、保護者が家族で保育にあたれない時間、市内に祖父母が在住しているか否か、前年度入所待機状況等を総合的に判断する

◎基準指数と調整指数の合計が同一指数世帯の場合は、上記の優先順位にて入所調整を行う。